

入 札 心 得

(執行について)

- (1) 入札人は、仕様書、公告及び関係書類等熟覧のうえ所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札人は、公告により指定した時間及び場所に出席してください。なお、入札時限に遅れた場合は、棄権とみなして処理しますから時間を厳守してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とします。
- (5) 入札において、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、この場合において落札者とならなかった者は、再度入札に参加できません。また、入札人は、契約担当職員が福山市低入札価格調査制度運営要領（1998年7月1日施行）に基づき低入札調査を行うときは、これに協力しなければならない。
- (6) 最低制限価格を設定している場合には、最低制限価格を下回った者は落札者となれないし、又再度入札にも参加できません。
- (7) 入札には、入札参加者1人でもって入札してください。
- (8) 執行中は、私語をつつしみ、又喫煙はご遠慮ください。
- (9) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。
 - ① 入札執行前にあっては所定の辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。
 - ② 入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。なお、正当な理由により入札を辞退した者については、辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書について)

- (1) 入札書は、所定の様式とし、封筒に入れ、業務名称、住所、名前を記入して、担当職員の指示により提出してください。
- (2) 入札書への記入事項（名称、場所等）は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。
- (3) 指名本人又は、届出済の代理人以外の者が代理人として入札する場合は、必ず代理権限を証する委任状を持参してください。
- (4) 入札人は、提出した入札書の引換え、又は、変更若しくは取消しをすることはできません。
- (5) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

- (6) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。
(例 ¥ 1 2 3 , 0 0 0)

(無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
- (7) 一の入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき
- (9) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札
- (11) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき
- (12) 明らかに不正による入札と認められる入札
- (13) その他特に指定した事項に違反した入札

(その他)

落札者は、落札後5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には、落札後5日以内に仮契約を締結し、議会の議決後本契約となります。